

關係資料

通知「幼児・児童・生徒の体力向上に向けた取組の推進について」

(1) 区市町村教育委員会教育長あて

22 教指企第 11 号

平成 22 年 6 月 1 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

大 原 正 行

(公印省略)

幼児・児童・生徒の体力向上に向けた取組の推進について (通知)

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深くかわり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で極めて重要です。

しかしながら、平成 20 年度・21 年度に行われた、小学校 5 年生及び中学校 2 年生対象の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、東京都の児童・生徒の体力・運動能力は、全国平均値を大きく下回っていることが明らかとなりました。

幼稚園教育要領総則「幼稚園教育の基本」には発達の課題に即した指導が、学習指導要領総則「教育課程編成の一般方針」には学校における体育・健康に関する指導がそれぞれ位置付けられ、区市町村教育委員会及び学校においては、教育活動の基礎・基本として取り組まれてきているところですが、東京都の現状を踏まえ、下記のとおり、幼児・児童・生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組の一層の推進をお願いします。

記

1 目標

今後の東京都の取組全体を「子供の体力向上東京大作戦」と位置付け、児童・生徒の体力・運動能力の水準を、平成 24 年度には全国平均値、平成 31 年度には、戦後、子供の体力がピークであったとされる昭和 50 年代の水準にまで向上させていく。

2 目標の実現に向けた取組の方向性

(1) 学校においては、遊びを通しての指導及び体育・健康に関する指導を改善・充実し、幼児・児童・生徒の現状と課題を踏まえて心身の発育・発達及び体力・運動能力の向上に努めると共に、基本的な生活習慣を改善・充実して体力・運動能力向上の基盤を形成するため、保護者・家庭、地域関係者への働きかけを積極的に行う。

(2) 都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携を図り、学校における発達の課題に即した指導及び体育・健康に関する指導の充実を推進すると共に、幼児・児童・生徒の学校生活以外においても、遊びや運動・スポーツを行うことのできる成育環境を多角的に整備・充実していくため、他の行政機関や関係機関等への働きかけを積極的に行い、活発な身体活動・運動・スポーツを促進して総合的に幼児・児童・生徒の体力・運動能力の向上に取り組む。

3 学校における指導の重点事項

(1) 授業等の工夫・改善による遊び、運動・スポーツ活動の充実及び体力テストの実施

- ① 幼稚園においては、新幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びの指導の充実により心身の調和のとれた発達の基礎を培うと共に、日常の生活活動を活発に行わせ幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努める。
- ② 小学校及び中学校においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、体育の授業における実運動時間の確保に努めると共に、児童・生徒の課題となる体力・運動能力を改善することができるよう、指導内容・方法の見直しを行い、次年度以降に実効性ある年間指導計画を編成する。
- ③ 平成 23 年度以後、小学校及び中学校においては、全校、全学年において体力テストを年間指導計画に位置付けて実施し、実施結果の分析・評価を行い指導の改善に資する。
- ④ 小学校及び中学校においては、体育の授業と「保健」、「家庭」、「クラブ活動」、「部活動」や食育等との関連を密接に図ると共に、遠足、運動会・体育祭、球技大会・マラソン大会等の学校行事の在り方を、児童・生徒の体力・運動能力向上の観点から見直し、学習活動の工夫・改善に努めて、体力・運動能力の向上を図る。

(2) 「一校一取組」運動等の展開（別添「実践事例」参照）

① 「一園一取組」及び「一校一取組」運動

幼稚園、小学校及び中学校においては、幼児の日常の生活活動や児童・生徒の体力・運動能力に関する具体的目標を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組「一園一取組」及び「一校一取組」運動を展開する。

② 「一学級一実践」運動

小学校においては、学級担任が学習指導を担うことから、上記「一校一取組」運動に加え、各学級においても具体的目標を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組、「一学級一実践」運動を展開する。

なお、「一学級一実践」運動は、学年単位で共通の取組を行うことも可能であり、その内容等については学校の実態に応じて適切に定める。

③ 実施時期

上記の取組に係る実施計画が準備できた学校・学級は、平成 22 年度から取組の名称を適切に定めて取組を開始し、平成 23 年度にはすべての学校・学級において実施する。

4 その他

(1) 体力・運動能力向上の取組に際しては、幼稚園教育要領及び学習指導要領の趣旨や別添「体力向上に向けた都教育委員会の取組について」を踏まえ、都教育委員会が平成 22 年 3 月に配布した「学校体育指導資料」（小学生版・中高校生版・教員版）、「体力向上啓発資料（クリアフォルダー）」、「教育研究視察報告書」、「スポーツ教育推進校実践報告書」及び「スポーツ理解啓発視聴覚教材ビデオ（DVD 版）」等を参考にする。

(2) 基本的な生活習慣や「運動・栄養・休養」の健康 3 原則の確立等に関連して保護者の理解を深めるなどして連携を図り、幼児・児童・生徒の発達段階に即して具体的な目標や計画を定めて体力・運動能力の向上を推進する。

(2) 都立学校長あて

22 教指企第 11 号
平成 22 年 6 月 1 日

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長
大 原 正 行
(公印省略)

児童・生徒の体力向上に向けた取組の推進について (通知)

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深くかわり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で極めて重要です。

しかしながら、平成 20 年度・21 年度に行われた、小学校 5 年生及び中学校 2 年生対象の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、東京都の児童・生徒の体力・運動能力は、全国平均値を大きく下回っていることが明らかとなりました。

学習指導要領総則「教育課程編成の一般方針」には学校における体育・健康に関する指導が位置付けられ、各学校においては、教育活動の基礎・基本として取り組まれてきているところですが、東京都の現状を踏まえ、下記のとおり、児童・生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組の一層の推進をお願いします。

記

1 目標

今後の東京都の取組全体を「子供の体力向上東京大作戦」と位置付け、児童・生徒の体力・運動能力の水準を、平成 24 年度には全国平均値、平成 31 年度には、戦後、子供の体力がピークであったとされる昭和 50 年代の水準にまで向上させていく。

2 目標の実現に向けた取組の方向性

- (1) 学校においては、体育・健康に関する指導を改善・充実し、児童・生徒の現状と課題を踏まえて心身の発育・発達及び体力・運動能力の向上に努めると共に、基本的な生活習慣を改善・充実して体力・運動能力向上の基盤を形成するため、保護者・家庭、地域関係者への働きかけを積極的に行う。
- (2) 都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携を図り、学校における発達の課題に即した指導及び体育・健康に関する指導の充実を推進すると共に、児童・生徒の学校生活以外においても、遊びや運動・スポーツを行うことのできる成育環境を多角的に整備・充実していくため、他の行政機関や関係機関等への働きかけを積極的に行い、活発な身体活動・運動・スポーツを促進して総合的に児童・生徒の体力・運動能力の向上に取り組む。

3 学校における指導の重点事項

(1) 授業等の工夫・改善による運動・スポーツ活動の充実及び体力テストの実施

- ① 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、体育の授業における実運動時間の確保に努めると共に、児童・生徒の課題となる体力・運動能力を改善することができるよう、指導内容・方法の見直しを行い、次年度以降に実効性ある年間指導計画を編成する。
- ② 平成 23 年度以後、各学校においては、全校、全学年において体力テストを年間指導計画に位置付けて実施し、実施結果の分析・評価を行い指導の改善に資する。
なお、特別支援学校においては、児童・生徒の障害の状態、発達の段階及び特性等を踏まえて、体力テストを適切な指導計画に替えて、体力・運動能力の向上に努める。
- ③ 各学校においては、体育の授業と、「保健」、「家庭」、「クラブ活動」、「部活動」及び食育等との関連を密接に図ると共に、遠足、運動会・体育祭、球技大会・マラソン大会等の学校行事の在り方を、児童・生徒の体力・運動能力向上の観点から見直し、学習活動の工夫・改善に努めて、体力・運動能力の向上を図る。

(2) 「一校一取組」運動等の展開（別添「実践事例」参照）

① 「一校一取組」運動

各学校においては、児童・生徒の日常生活活動や体力・運動能力に関する具体的目標を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組「一校一取組」運動を展開する。

特別支援学校における「一校一取組」運動については、児童・生徒の障害の状態、発達の段階及び特性等を踏まえて、適切な指導計画の下に展開する。

③ 実施時期

上記の取組に係る実施計画が準備できた学校は、平成 22 年度から取組の名称を適切に定めて取組を開始し、平成 23 年度にはすべての学校において実施する。

4 その他

- (1) 体力・運動能力向上の取組に際しては、学習指導要領の趣旨や別添「体力向上に向けた都教育委員会の取組について」を踏まえ、都教育委員会が平成 22 年 3 月に配布した「学校体育指導資料」（小学生版・中高校生版・教員版）、「体力向上啓発資料（クリアフォルダー）」、「教育研究視察報告書」、「スポーツ教育推進校実践報告書」及び「スポーツ理解啓発視聴覚教材ビデオ（DVD 版）」等を参考にする。
- (2) 基本的な生活習慣や「運動・栄養・休養」の健康 3 原則の確立等に関連して保護者の理解を深めるなどして連携を図り、児童・生徒の発達段階に即して具体的な目標や計画を定めて体力・運動能力の向上を推進する。

通知「幼児・児童・生徒の体力向上に向けた取組の推進について」

(1) 区市町村教育委員会教育長あて

25 教指企第 204 号

平成 25 年 5 月 17 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

比留間 英人

(公印省略)

幼児・児童・生徒の体力向上に向けた取組の推進について (通知)

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深くかかわり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で極めて重要です。

しかしながら、平成 20 年度に行われた、小学校 5 年生及び中学校 2 年生対象の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、東京都の児童・生徒の体力・運動能力は、全国平均値を大きく下回っていることが明らかとなりました。こうした状況を踏まえ、「総合的な子供の基礎体力向上方策(第一次推進計画)」を展開し、各学校においては、体力向上に向けた取組を推進した結果、平成 24 年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学校第 5 学年児童の体力合計点平均値が全国平均値の水準にまで向上してきました。

幼稚園教育要領総則「幼稚園教育の基本」には発達の課題に即した指導が、学習指導要領総則「教育課程編成の一般方針」には学校における体育・健康に関する指導がそれぞれ位置付けられ、区市町村教育委員会及び学校においては、教育活動の基礎・基本として取り組まれてきているところです。

この度、東京都の現状を踏まえ、「総合的な子供の基礎体力向上方策(第 2 次推進計画)」を策定しました。つきましては、幼児・児童・生徒(以下、「子供」と言う。)の体力・運動能力の向上に向け、下記の事項に御留意の上、取組の一層の推進をお願いします。

記

1 目標

これまでの意識啓発中心の施策や取組から、実際に子供の行動変容を導き出す施策や取組へと発展させ、子供の生活スタイルを活動的なもの(アクティブライフ)にし、心と体を一体として鍛えることにより、生き生きとした活力を育む。

(1) 長期的目標

東京都の取組全体を「子供の体力向上東京大作戦」と位置付け、子供の体力・運動能力の水準を、平成 31 年度には、戦後、子供の体力がピークであったとされる昭和 50 年代の水準にまで向上させていく。

(2) 短期的目標(平成 27 年度まで)

ア 定性的目標

(ア) 幼児期からの屋外遊びにより、身体感覚を磨くよう心掛ける。

(イ) 意識と行動の変容により、生活を活動的なスタイルに変えていく。

- (ウ) アクティブライフの励行により、日常の身体活動量を増加する。
- (エ) 美しい姿勢、歩き方、走り方を身に付けるという基本を重視し、体幹を鍛える。
- (オ) 体力テストを指標とした基礎体力の向上を軸に、脳幹を鍛える。

イ 定量的目標

- (ア) 子供の体力を、平成 31 年度には昭和 50 年代の水準にまで向上する。
- (イ) 子供の 1 日の平均歩数を、10%増加する。
- (ウ) 全身の巧緻性を向上させることにより、バランスのとれた体力テスト結果を導き出す。
- (エ) 50%以上の学校で、学校の体力合計点平均値を全国平均値にまで向上する。
- (オ) 50%以上の学校で、体力テスト総合評価 D・E グループの比率を 20%以内に減少する。

2 目標の実現に向けた基本的戦略

(1) 質の高い教育実践

学校においては、子供の課題となる体力・運動能力を改善・向上することができるよう、指導内容・方法の見直しを行い、実効性ある年間指導計画を編成するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、体育の授業における実運動時間の確保に努める。

(2) マネジメントサイクルの活用

学校においては、遊びを通しての指導及び体育・健康に関する指導を改善・充実し、心身の発育・発達及び体力・運動能力の向上に努めるとともに、基本的な生活習慣を改善・充実して体力・運動能力向上の基盤を形成するため、保護者、家庭、地域関係者への働きかけを積極的に行う。また、東京都統一体力テストをはじめとする各種の取組を年間指導計画に位置付けて実施し、実施結果の分析・評価を行い、指導の改善に資する。

(3) 幼児期からの運動実践と情報発信

幼稚園においては、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びの指導の充実により心身の調和のとれた発達の基礎を培うとともに、日常の生活活動を活発に行わせ、子供の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努める。また、「幼児期運動指針」（平成 24 年 3 月文部科学省）に基づき、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力等を培う。

(4) 運動できる成育環境の整備

都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携を図り、子供の学校生活以外においても、遊びや運動・スポーツを行うことのできる成育環境を多角的に整備・充実していくため、他の行政機関や関係機関等への働きかけを積極的に行い、活発な身体活動・運動・スポーツを促進して総合的に子供の体力・運動能力の向上に取り組む。

3 学校における指導の重点事項

- (1) 「一校（園）一取組」運動等の展開（別紙「平成 24 年度『一校（園）一取組』運動の取組事例」参照）

ア 「一校（園）一取組」運動

幼稚園及び学校においては、子供の日常の生活活動や、体力・運動能力に関する具体的目標及び取組の名称を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組「一校（園）一取組」運動を展開する。

イ 「一学級一実践」運動

小学校においては、学級担任が学習指導を担うことから、上記「一校一取組」運動に加え、各学級においても具体的目標を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組、「一学級一実践」運動を展開する。なお、「一学級一実践」運動は、学年単位で共通の取組を行うことも可能であり、その内容等については学校の実態に応じて適切に定める。

(2) 体力向上努力月間

毎年10月を「東京都体力向上努力月間」と定め、学校における体育授業や健康安全・体育的行事のより一層の工夫・改善を行うとともに、地域における様々なスポーツ行事との連携を図り、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を一層推進する。

(3) 基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣や「運動・栄養・休養」の健康3原則の確立等に関連して、保護者と連携を図り、理解を深めるなどして、子供の発達段階に即して具体的な目標や計画を定め、体力・運動能力の向上を推進する。

(4) 体育授業の質・量の確保

学校においては、年間授業時数を確保又は増加させていくこと、1回の授業の中で実際に体を動かしている時間（実運動時間）を多くしていくこと、授業始めの準備運動において十分にウォーミングアップを行うこと、学習内容の質を高めていくこと、体育授業の学習内容を他の学校生活や実生活に生かすようにしていくことなど、指導内容・方法の改善・工夫に努める。

(5) 学校行事の充実

学校行事は、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることを目的としている。本目的を達成するために、健康安全・体育的行事の在り方について、より一層の工夫・改善に努める。

(6) 身体活動量の増加及び運動習慣の定着

子供の体力向上のためには、日常生活における身体活動量を確保することが必要である。既に、生活活動のガイドラインを「1日15000歩」、運動習慣のガイドラインを「1日60分運動・スポーツ」と定めているが、動かなくても済む生活様式にあって、子供一人ひとりが意識して、少しでも体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツ以外の生活場面での身体活動量を増加させていくため、保護者等に対し、運動時間の確保や運動習慣について積極的に働き掛ける。

(7) 姿勢教育及び基本的な行動様式・集団行動の適正実施

学習指導要領においては、小学校から高等学校に至るまで、「基本的な行動様式」と「集団行動」を適切に取り扱うよう規定されている。改めて、体育授業における姿勢教育と正しい集団行動の在り方を見直し、子供の健康・体力向上と学校全体の集団としての秩序向上に努める。

(2) 都立学校長あて

25 教指企第 204 号
平成 25 年 5 月 17 日

都立学校長 殿

教育委員会教育長
比留間 英人
(公印省略)

幼児・児童・生徒の体力向上に向けた取組の推進について (通知)

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深くかかわり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で極めて重要です。

しかしながら、平成 20 年度に行われた、小学校 5 年生及び中学校 2 年生対象の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、東京都の児童・生徒の体力・運動能力は、全国平均値を大きく下回っていることが明らかとなりました。こうした状況を踏まえ、「総合的な子供の基礎体力向上方策 (第一次推進計画)」を展開し、各学校においては、体力向上に向けた取組を推進した結果、平成 24 年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学校第 5 学年児童の体力合計点平均値が全国平均値の水準にまで向上してきました。

幼稚園教育要領総則「幼稚園教育の基本」には発達の課題に即した指導が、学習指導要領総則「教育課程編成の一般方針」には学校における体育・健康に関する指導がそれぞれ位置付けられ、区市町村教育委員会及び学校においては、教育活動の基礎・基本として取り組まれてきているところです。

この度、東京都の現状を踏まえ、「総合的な子供の基礎体力向上方策 (第 2 次推進計画)」を策定しました。つきましては、幼児・児童・生徒 (以下、「子供」と言う。) の体力・運動能力の向上に向け、下記の事項に御留意の上、取組の一層の推進をお願いします。

記

1 目標

これまでの意識啓発中心の施策や取組から、実際に子供の行動変容を導き出す施策や取組へと発展させ、子供の生活スタイルを活動的なもの (アクティブライフ) にし、心と体を一体として鍛えることにより、生き生きとした活力を育む。

(1) 長期的目標

東京都の取組全体を「子供の体力向上東京大作戦」と位置付け、子供の体力・運動能力の水準を、平成 31 年度には、戦後、子供の体力がピークであったとされる昭和 50 年代の水準にまで向上させていく。

(2) 短期的目標 (平成 27 年度まで)

ア 定性的目標

- (ア) 幼児期からの屋外遊びにより、身体感覚を磨くよう心掛ける。
- (イ) 意識と行動の変容により、生活を活動的なスタイルに変えていく。
- (ウ) アクティブライフの励行により、日常の身体活動量を増加する。
- (エ) 美しい姿勢、歩き方、走り方を身に付けるという基本を重視し、体幹を鍛える。

(オ) 体力テストを指標とした基礎体力の向上を軸に、脳幹を鍛える。

イ 定量的目標

(ア) 子供の体力を、平成 31 年度には昭和 50 年代の水準にまで向上する。

(イ) 子供の 1 日の平均歩数を、10%増加する。

(ウ) 全身の巧緻性を向上させることにより、バランスのとれた体力テスト結果を導き出す。

(エ) 50%以上の学校で、学校の体力合計点平均値を全国平均値にまで向上する。

(オ) 50%以上の学校で、体力テスト総合評価 D・E グループの比率を 20%以内に減少する。

2 目標の実現に向けた基本的戦略

(1) 質の高い教育実践

学校においては、子供の課題となる体力・運動能力を改善・向上することができるよう、指導内容・方法の見直しを行い、実効性ある年間指導計画を編成するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、体育の授業における実運動時間の確保に努める。

(2) マネジメントサイクルの活用

学校においては、遊びを通しての指導及び体育・健康に関する指導を改善・充実し、心身の発育・発達及び体力・運動能力の向上に努めるとともに、基本的な生活習慣を改善・充実して体力・運動能力向上の基盤を形成するため、保護者、家庭、地域関係者への働きかけを積極的に行う。また、東京都統一体力テストをはじめとする各種の取組を年間指導計画に位置付けて実施し、実施結果の分析・評価を行い、指導の改善に資する。

(3) 幼児期からの運動実践と情報発信

幼稚園においては、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びの指導の充実により心身の調和のとれた発達の基礎を培うとともに、日常の生活活動を活発に行わせ、子供の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努める。また、「幼児期運動指針」（平成 24 年 3 月文部科学省）に基づき、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力等を培う。

(4) 運動できる成育環境の整備

都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携を図り、子供の学校生活以外においても、遊びや運動・スポーツを行うことのできる成育環境を多角的に整備・充実していくため、他の行政機関や関係機関等への働きかけを積極的に行い、活発な身体活動・運動・スポーツを促進して総合的に子供の体力・運動能力の向上に取り組む。

3 学校における指導の重点事項

(1) 「一校（園）一取組」運動等の展開（別紙「平成 24 年度『一校（園）一取組』運動の取組事例」参照）

ア 「一校（園）一取組」運動

幼稚園及び学校においては、子供の日常の生活活動や、体力・運動能力に関する具体的目標及び取組の名称を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組「一校（園）一取組」運動を展開する。

イ 「一学級一実践」運動

小学校においては、学級担任が学習指導を担うことから、上記「一校一取組」運動に加え、各学級においても具体的目標を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上の取組、「一学級一実践」運動を

展開する。なお、「一学級一実践」運動は、学年単位で共通の取組を行うことも可能であり、その内容等については学校の実態に応じて適切に定める。

(2) 体力向上努力月間

毎年 10 月を「東京都体力向上努力月間」と定め、学校における体育授業や健康安全・体育的行事のより一層の工夫・改善を行うとともに、地域における様々なスポーツ行事との連携を図り、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を一層推進する。

(3) 基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣や「運動・栄養・休養」の健康 3 原則の確立等に関連して、保護者と連携を図り、理解を深めるなどして、子供の発達段階に即して具体的な目標や計画を定め、体力・運動能力の向上を推進する。

(4) 体育授業の質・量の確保

学校においては、年間授業時数を確保又は増加させていくこと、1 回の授業の中で実際に体を動かしている時間（実運動時間）を多くしていくこと、授業始めの準備運動において十分にウォーミングアップを行うこと、学習内容の質を高めていくこと、体育授業の学習内容を他の学校生活や実生活に生かすようにしていくことなど、指導内容・方法の改善・工夫に努める。

(5) 学校行事の充実

学校行事は、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることを目的としている。本目的を達成するために、健康安全・体育的行事の在り方について、より一層の工夫・改善に努める。

(6) 身体活動量の増加及び運動習慣の定着

子供の体力向上のためには、日常生活における身体活動量を確保することが必要である。既に、生活活動のガイドラインを「1 日 15000 歩」、運動習慣のガイドラインを「1 日 60 分運動・スポーツ」と定めているが、動かなくても済む生活様式にあつて、子供一人ひとりが意識して、少しでも体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツ以外の生活場面での身体活動量を増加させていくため、保護者等に対し、運動時間の確保や運動習慣について積極的に働き掛ける。

(7) 姿勢教育及び基本的な行動様式・集団行動の適正実施

学習指導要領においては、小学校から高等学校に至るまで、「基本的な行動様式」と「集団行動」を適切に取り扱うよう規定されている。改めて、体育授業における姿勢教育と正しい集団行動の在り方を見直し、子供の健康・体力向上と学校全体の集団としての秩序向上に努める。

参考・引用文献

- ・「新体力テスト」 平成12年 文部科学省 ぎょうせい
- ・「平成23年度体力・運動能力調査報告書」 平成24年10月 文部科学省
- ・「平成24年度体力・運動能力調査報告書」 平成25年10月 文部科学省
- ・「平成25年度体力・運動能力調査報告書」 平成26年10月 文部科学省
- ・「平成26年度体力・運動能力調査報告書」 平成27年10月 スポーツ庁
- ・「平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」 平成21年12月 文部科学省
- ・「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」 平成22年12月 文部科学省
- ・「平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」 平成25年3月 文部科学省
- ・「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」 平成25年12月 文部科学省
- ・「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」 平成26年11月 文部科学省
- ・「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」 平成27年12月 スポーツ庁
- ・「平成23年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」報告書 平成23年 東京都教育委員会
- ・「平成24年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」報告書 平成24年 東京都教育委員会
- ・「平成25年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」報告書 平成25年 東京都教育委員会
- ・「平成26年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」報告書 平成26年 東京都教育委員会
- ・「平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」報告書 平成27年 東京都教育委員会
- ・「平成23年度東京都児童・生徒の日常生活活動に関する調査」報告書 平成24年 東京都教育委員会
- ・「平成22年度一校一取組運動の展開実践例報告書」 平成22年度 東京都教育庁指導部指導企画課
- ・「平成23年度一校一取組運動の展開実践例報告書」 平成23年度 東京都教育庁指導部指導企画課
- ・「平成24年度一校一取組運動の展開実践例報告書」 平成24年度 東京都教育庁指導部指導企画課
- ・「平成25年度一校一取組運動の展開実践例報告書」 平成25年度 東京都教育庁指導部指導企画課
- ・「平成26年度一校一取組運動の展開実践例報告書」 平成26年度 東京都教育庁指導部指導企画課
- ・「スポーツ基本計画」 平成24年 文部科学省
- ・「幼児期運動指針ガイドブック」 平成24年 文部科学省
- ・「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」 平成24年 文部科学省
- ・「子どもの体力向上実践事業」 平成19年 文部科学省
- ・「子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）」 平成14年 中央教育審議会
- ・「日本の子どものヘルスプロモーション」 平成22年 日本学術会議
- ・「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」 平成23年 日本学術会議
- ・「我が国の子どもの育成環境の改善に向けて」 平成23年 日本学術会議
- ・「アクティブチャイルド60min—子どもの身体活動ガイドライン—」 平成22年 財団法人日本体育協会監修
- ・「からだのしくみ事典」 平成21年 浅野伍朗監修 成美堂出版
- ・「体力とはなにか—運動処方その前に—」 平成19年 長澤純一編著 ナップ
- ・「マイネル・スポーツ運動学」 昭和56年 クルト・マイネル著 金子明友訳 大修館書店
- ・「子どもに『体力』をとりもどそう」 平成17年 宮下充正著 杏林書院
- ・「みんなのセロトニン講座」 平成19年 成田奈緒子著
- ・「早寝早起き朝ごはんガイド」 平成24年 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会編
- ・「精神発達の健康科学」 平成21年 藤井勝紀編著 杏林書院
- ・「歩けば脳が活性化する」 平成21年 有田秀穂著 ワック株式会社
- ・「学習と脳—器用さを獲得する脳—」 平成19年 久保田競著 サイエンス社
- ・「脳活体育—運動が脳を活かす！体を育む！—」 平成23年 スキージャーナル社
- ・「体幹力を上げるコアトレーニング」 平成23年 木場克己 成美堂出版